

現行の財団法人における基本財産について

1 基本財産の意義

公益法人の設立許可及び指導監督基準」においては、基本財産について、以下のとおり定めている。

5.財務及び会計

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」においては、基本財産について、以下のとおり定めている。

5.(4)(1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要がある。

2 基本財産となる財産

基本財産となる財産については、寄附行為の定めに委ねられており、この点に関する一般的な寄附行為の記載例は次のとおりである（財団法人公益法人協会「公益法人の設立 運営 監督の手引き」183頁）

（財産の種別）

第6条 本協会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

3 基本財産の処分の制限

基本財産の処分の制限についても、寄附行為の定めに委ねられており、この点に関する一般的な寄附行為の記載例は次のとおりである（前掲手引き184頁）。

（基本財産の処分の制限）

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。